

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/mynumber_dokujiryoyou.html

執行機関名 兵庫県知事

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第23号)による公営住宅に準じて管理を行う県営住宅の管理に関する事務(以下「県営住宅管理事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例別表第1 1の款(2)の項 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第23号)による公営住宅に準じて管理を行う県営住宅の管理に関する事務(以下「県営住宅管理事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法第1条	兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「県営住宅条例」という。)第1条、第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、県営住宅及び共同施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 第3条 県は、住宅に困窮する者等を入居させるため、次に掲げる県営住宅を置く。
⑦独自利用事務の関連規範		兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 兵庫県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱 県営住宅入居者の地位の承継承認手続きについて 兵庫県営住宅駐車場の管理運営に関する要綱